

令和元年 7月 22 日
建設水道常任委員会資料
都市整備部都市計画課

宇治都市計画地区計画（里尻地区）の変更について

議案第 61 号

宇治都市計画地区計画（里尻地区）の変更について

宇治都市計画地区計画（里尻地区）を、次のとおり変更するものとする。

令和元年 7 月 22 日提出

宇治市長 山本 正

宇治都市計画地区計画（里尻地区）の変更
(宇治市決定)

計 画 書 (案)

宇 治 市

理 由 書

本地区計画は、平成17年2月、ユニチカ株式会社宇治事業所の低未利用地を含む地区において、JR宇治駅周辺に位置する立地特性を活かして、高齢社会に対応した医療福祉の推進と地域交流に積極的に貢献しうる施設等を誘導し、都市サービス機能を充実させることを目標に、適切な土地利用転換を図るために定められました。

今回、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い宇治橋周辺の渋滞緩和、渋滞に起因する交通事故の低減を目的に、一般府道向島宇治線の立体交差化の道路改良事業が計画されており、当該道路計画と整合を図るために本地区計画の区域を変更しようとするものです。

また、当該道路計画により、一体的な土地利用が困難となる小規模な区域が生じるため、併せて本地区計画の区域から除外しようとするものです。

宇治都市計画地区計画の変更（宇治市決定）

都市計画里尻地区地区計画を次のように変更する。

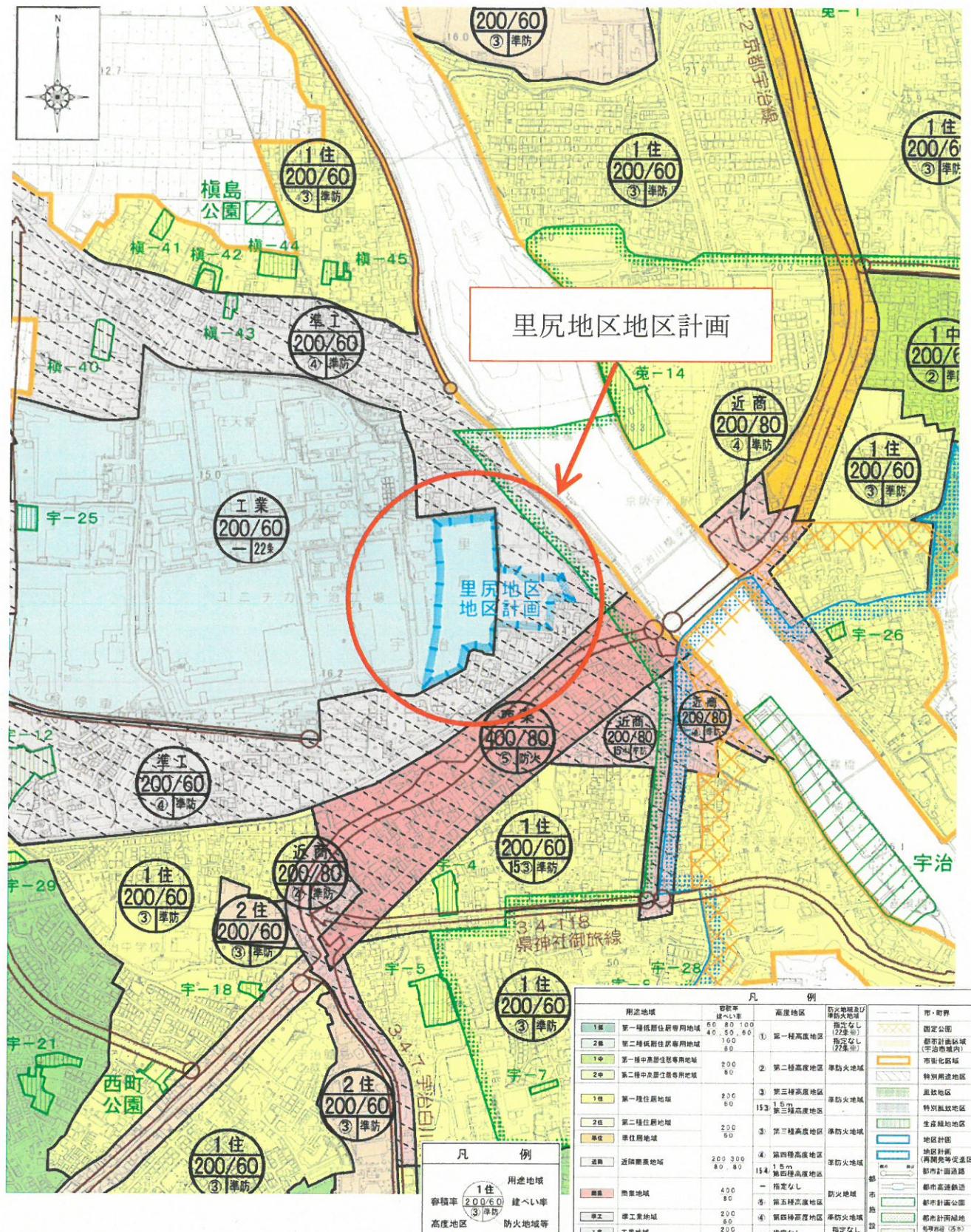
名 称	里尻地区地区計画
位 置	宇治市宇治里尻の一部
面 積	約 4. 4 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、JR宇治駅の北側に位置している。工場の未利用地等の利用に関し、必要な公共施設の整備を行い、駅周辺である立地特性を活かして、周辺の工業地との共存に配慮しながら、高齢社会に対応した地域医療福祉の推進と地域交流に積極的に貢献しうる施設等の充実を図るとともに、良好な都市景観形成を図る。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>用途の混在を防止し、福祉・交流・医療等の都市生活を支えるサービス機能の充実を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>1 地区内への自動車交通を円滑に処理するとともに、歩行者の安全を確保するため、区画道路を適切に配置する。 2 良好な都市空間を形成するため、公園を配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>1 建築物の用途の制限により、福祉系施設及び地域交流を図るための施設等を誘導する。 2 建築物の高さの最高限度等を定めることにより、都市景観形成に配慮する。 3 壁面の位置の制限により、道路に面した有効な空地を確保し、良好な環境の街区形成と快適で安全な歩行スペースを確保する。</p> <p>土地利用に関する基本方針</p> <p>高齢社会に対応した老人ホーム等の福祉施設や診療所、病院等の医療施設及びそれらに関連する施設等の立地を図る。</p> <p>再開発等促進区</p> <p>約 4. 4 ha</p>

	地区施設の配置及び規模	区画道路：幅員 9m、延長約 550m 幅員 7m、延長約 100m 公 園：面積 約 500 m ²	
	地区整備計画の区域の面積	約 3.0 ha	
地区整備計画に 関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅・寄宿舎（医療・福祉関係職員の居住に供するものを除く。） 4 店舗（床面積が 500 m²以下のものを除く。） 5 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 工場（医療給食施設を除く。） 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎 12 危険物の貯蔵又は処理施設（敷地内の建築物の供給処理に伴うガス・石油類の貯蔵施設を除く。） 	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 2m 以上とする。	
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、その最高限度を 20m とし、かつ建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10m を加えたもの以下とする。	
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等については、景観に充分配慮した形態及び意匠とする。色彩については、落ち着いた低彩度のものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設ける場合は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。なお、区画道路に沿って設置する場合、道路端から 1.5m 後退させる。	
備 考			

「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」
(理由)

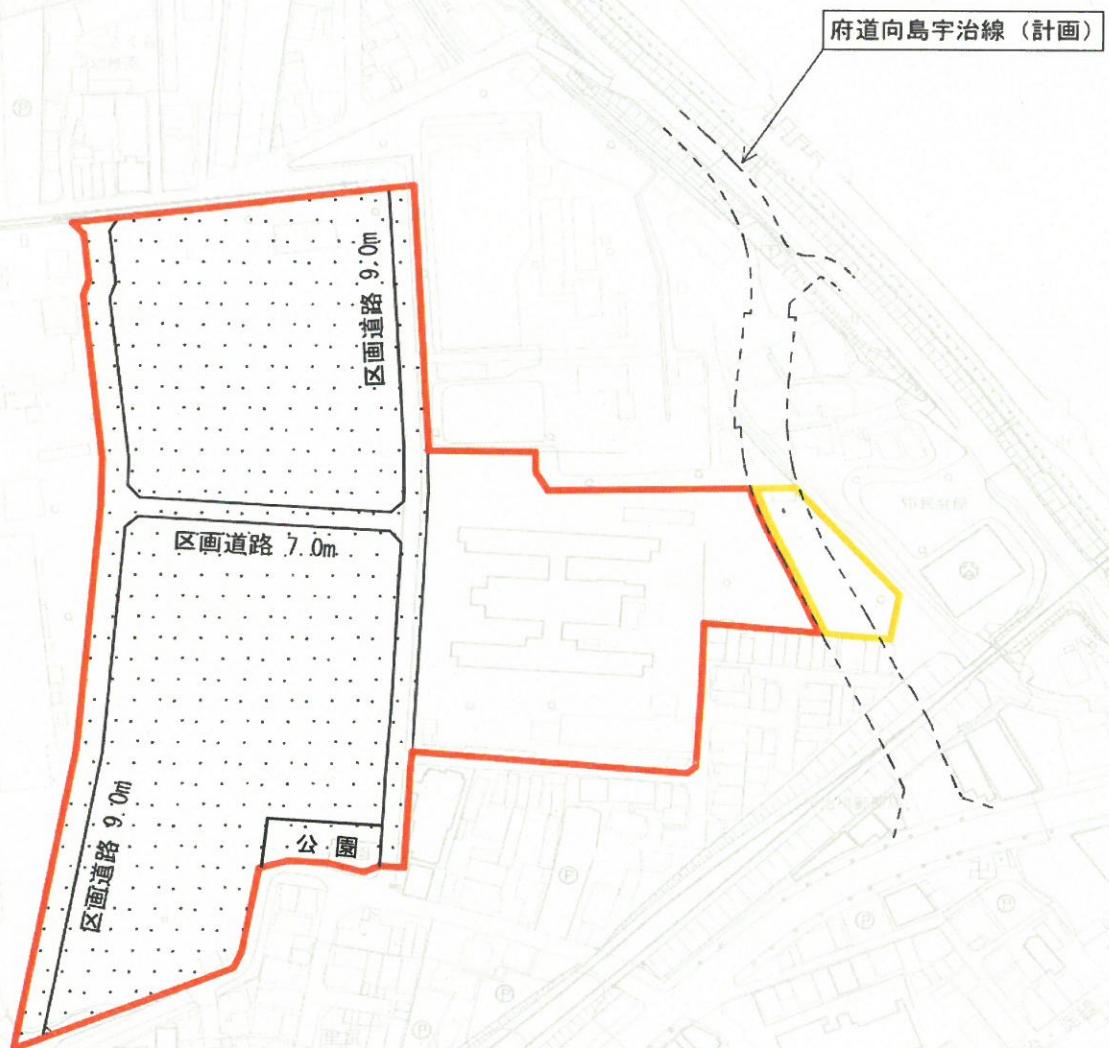
JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、一般府道向島宇治線の立体交差化の道路改良事業が計画されており、当該道路計画と整合を図るために本地区計画の区域を変更しようとするものである。また、当該道路計画により、一体的な土地利用が困難となる小規模な区域が生じるため、併せて本地区計画の区域から除外しようとするものである。

総括図 S:1/10,000



里尻地区地区計画計画図

S=1:2500



凡 例

	地区計画区域及び 再開癃等促進区の区域 (変更後)
	地区計画区域及び 再開癃等促進区の区域 (除外箇所)
	地区整備計画区域 (変更なし)

« 現 行 »

宇治都市計画地区計画の決定（宇治市決定）

都市計画里尻地区地区計画を次のように決定する。

名 称	里尻地区地区計画
位 置	宇治市宇治里尻の一部
面 積	約 4. 5 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標 本地区は、JR宇治駅の北側に位置しており、都市計画道路小倉県線の一部を含む地区である。 工場の未利用地等の利用に関し、必要な公共施設の整備を行い、駅周辺である立地特性を活かして、周辺の工業地との共存に配慮しながら、高齢社会に対応した地域医療福祉の推進と地域交流に積極的に貢献しうる施設等の充実を図るとともに、良好な都市景観形成を図る。</p> <p>土地利用の方針 用途の混在を防止し、福祉・交流・医療等の都市生活を支えるサービス機能の充実を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針 1 地区内への自動車交通を円滑に処理するとともに、歩行者の安全を確保するため、区画道路を適切に配置する。 2 良好な都市空間を形成するため、公園を配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針 1 建築物の用途の制限により、福祉系施設及び地域交流を図るための施設等を誘導する。 2 建築物の高さの最高限度等を定めることにより、都市景観形成に配慮する。 3 壁面の位置の制限により、道路に面した有効な空地を確保し、良好な環境の街区形成と快適で安全な歩行スペースを確保する。</p> <p>土地利用に関する基本方針 高齢社会に対応した老人ホーム等の福祉施設や診療所、病院等の医療施設及びそれらに関連する施設等の立地を図る。</p> <p>再開発等促進区 約 4. 5 ha</p>

凡例

: 変更に係る箇所

« 変 更 »

宇治都市計画地区計画の変更（宇治市決定）

都市計画里尻地区地区計画を次のように変更する。

名 称	里尻地区地区計画
位 置	宇治市宇治里尻の一部
面 積	約 4. 4 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標 本地区は、JR宇治駅の北側に位置している。 工場の未利用地等の利用に関し、必要な公共施設の整備を行い、駅周辺である立地特性を活かして、周辺の工業地との共存に配慮しながら、高齢社会に対応した地域医療福祉の推進と地域交流に積極的に貢献しうる施設等の充実を図るとともに、良好な都市景観形成を図る。</p> <p>土地利用の方針 用途の混在を防止し、福祉・交流・医療等の都市生活を支えるサービス機能の充実を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針 1 地区内への自動車交通を円滑に処理するとともに、歩行者の安全を確保するため、区画道路を適切に配置する。 2 良好な都市空間を形成するため、公園を配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針 1 建築物の用途の制限により、福祉系施設及び地域交流を図るための施設等を誘導する。 2 建築物の高さの最高限度等を定めることにより、都市景観形成に配慮する。 3 壁面の位置の制限により、道路に面した有効な空地を確保し、良好な環境の街区形成と快適で安全な歩行スペースを確保する。</p> <p>土地利用に関する基本方針 高齢社会に対応した老人ホーム等の福祉施設や診療所、病院等の医療施設及びそれらに関連する施設等の立地を図る。</p> <p>再開発等促進区 約 4. 4 ha</p>

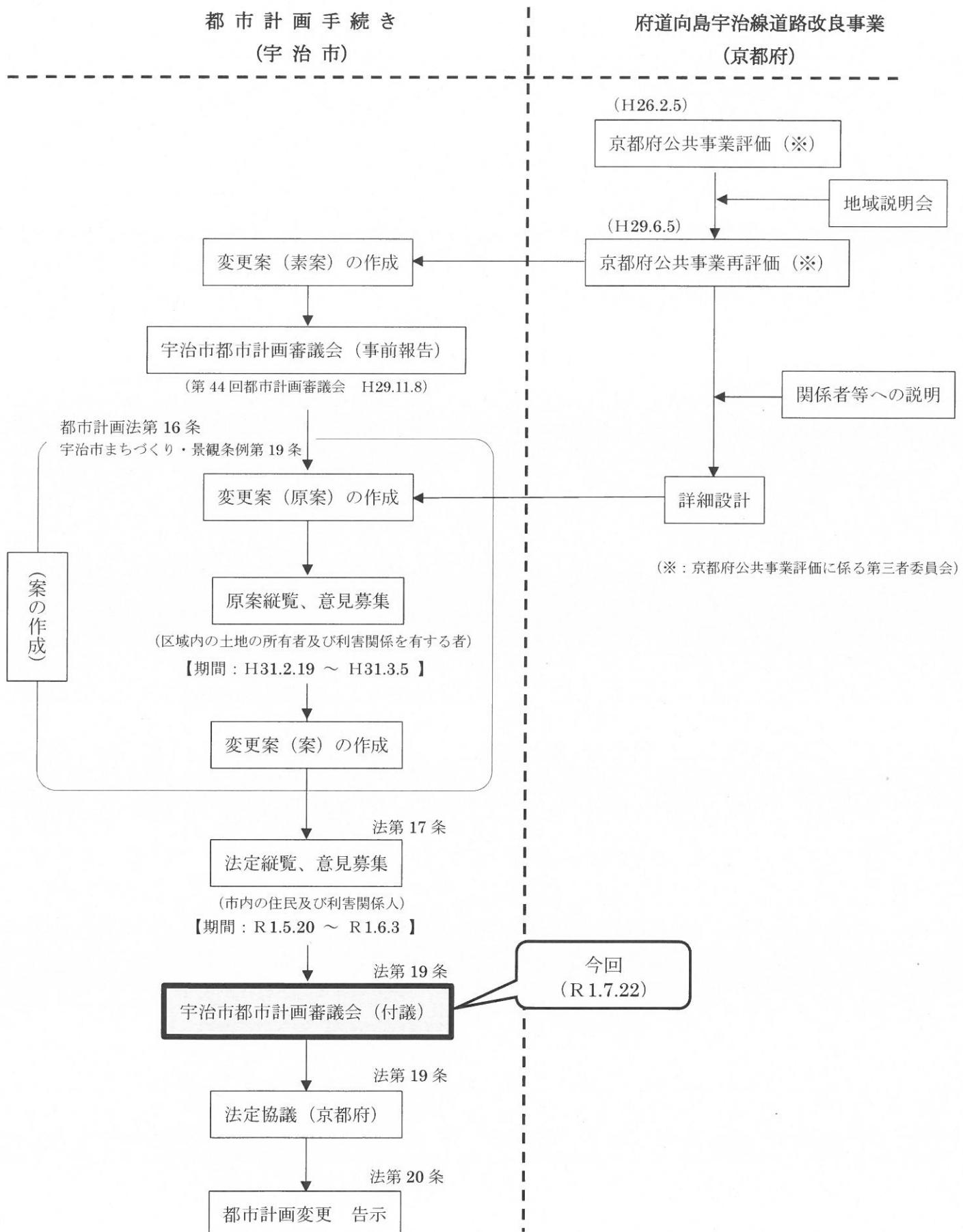
« 現 行 »

地区施設の配置及び規模		区画道路：幅員 9m、延長約550m 幅員 7m、延長約100m 公園：面積 約500m ²
地区整備計画の区域の面積		約 3. Oha
地区整備計画に 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅・寄宿舎（医療・福祉関係職員の居住に供するものを除く。） 4 店舗（床面積が500m²以下のものを除く。） 5 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 工場（医療給食施設を除く。） 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎 12 危険物の貯蔵又は処理施設（敷地内の建築物の供給処理に伴うガス・石油類の貯蔵施設を除く。）
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2m以上とする。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、その最高限度を20mとし、かつ建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等については、景観に充分配慮した形態及び意匠とする。色彩については、落ち着いた低彩度のものとする。
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設ける場合は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。なお、区画道路に沿って設置する場合、道路端から1.5m後退させる。
	備 考	
	「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」 (理由) 医療・福祉機能施設等の誘導により都市サービス機能の充実を図るものである。	

« 変 更 »

地区施設の配置及び規模		区画道路：幅員 9m、延長約550m 幅員 7m、延長約100m 公園：面積 約500m ²
地区整備計画の区域の面積		約 3. Oha
地区整備計画に 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅・寄宿舎（医療・福祉関係職員の居住に供するものを除く。） 4 店舗（床面積が500m²以下のものを除く。） 5 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 工場（医療給食施設を除く。） 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎 12 危険物の貯蔵又は処理施設（敷地内の建築物の供給処理に伴うガス・石油類の貯蔵施設を除く。）
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は2m以上とする。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、その最高限度を20mとし、かつ建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物等については、景観に充分配慮した形態及び意匠とする。色彩については、落ち着いた低彩度のものとする。
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設ける場合は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。なお、区画道路に沿って設置する場合、道路端から1.5m後退させる。
	備 考	
	「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」 (理由) JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、一般府道向島宇治線の立体交差化の道路改良事業が計画されており、当該道路計画と整合を図るために本地区計画の区域を変更しようとするものである。また、当該道路計画により、一的な土地利用が困難となる小規模な区域が生じるため、併せて本地区計画の区域から除外しようとするものである。	

■里尻地区地区計画変更の手続きフロー



平面図
(変更計画)

資料 1-2

平成30年4月19日

建設水道常任委員会資料より抜粋

